（文書番号）

　　年　　月　　日

　国立国会図書館長　殿

（申請機関名）

（申請機関代表者肩書　申請機関代表者氏名）

図書館間貸出制度加入について（申請）

以下の機関について、国立国会図書館資料利用規則（令和4 年国立国会図書館規則第1号）第52条第2項の規定により、収集資料の図書館間貸出しを受けることができる図書館等としての承認を申請します。

|  |
| --- |
| **（　　）　「貸出し」の承認を希望**利用に当たっては、国立国会図書館資料利用規則及び次の事項を遵守します。1. 貸出しを受けた資料の閲覧は、館内の閲覧室内に限ります。
2. 貸出しを受けた資料の複写は行いません。
3. 貸出しを受けた資料を亡失又は損傷した場合は、直ちにその旨を貴館に通知し、貴館の指示に従います。
 |
| **（　　）　「貸出し及び複写」の承認を希望**利用に当たっては、国立国会図書館資料利用規則及び次の事項を遵守します。1. 貸出しを受けた資料の閲覧は、館内の閲覧室内に限ります。
2. 貸出しを受けた資料の複写は、貴館が複写可能と指定した資料に限ります。
3. 貸出しを受けた資料の複写物の作成は、その複写物を利用者の求めに応じて提供する場合にのみ行います。
4. 貸出しを受けた資料の複写物の作成は、職員が行います。
5. 複写物の作成を行った場合は、複写記録を作成し、貴館に提出します。
6. 貸出しを受けた資料を亡失又は損傷した場合は、直ちにその旨を貴館に通知し、貴館の指示に従います。
 |
| フリガナ |  |
| 機関の名称※ |  |
| 機関の長の氏名 |  |
| 所在地※ | 〒　　　－ |
| 連　絡　先 | 担当部署及び担当者氏名 |  |
| 電話番号※ | （内線　　　　　　） |
| FAX番号※ |  |
| メールアドレス※ |  |
| 国立国会図書館の資料を利用するための登録の有無 | （　　）登録済 （利用者ID：　　　　　　　　　）（　　）未登録 （同時に申請）（いずれかに○を付ける。） |
| その他添付書類 |  |